

聴覚補助機器等の積極的な活用促進への支援を求める件

今日、高齢化の進展に伴い、難聴の方が年々増加している。難聴は認知症の危険因子の1つと言われているのに加え、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。さらに、難聴の方が認知症と誤解されてしまう事例が出ている。こうしたことから、難聴については、予防や対策が重要であるのは明白である。

この難聴の対策として補聴器が知られているが、日本は諸外国に比べて補聴器の普及率が低く、現状では、社会的な難聴対策として十分に機能しているとは言い難い状況である。

一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となっており、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整ってきている。

よって、国会及び政府におかれては、我が国の更なる高齢化の進展に鑑み、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進するよう、下記の事項を強く求める。

記

- 1 難聴の早期発見のため、各自治体が行う高齢者の健康診査に、聴力検査を含めること。
- 2 高齢者をはじめとする難聴に悩む方が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った聴覚補助機器等を積極的に活用する環境を整えること。
- 3 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 4 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする方への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器等を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
共生社会担当 様

仙台市議会議長 橋本啓一